

## ◆将来の備え &amp; 節税に～小規模企業共済制度～

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。節税しながら積み立てる退職金制度です。主なメリットは以下の通りです。

## 1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

※課税所得金額が400万円の場合、掛金月額3万円で約10万円の節税(所得税+住民税)になります。

## 2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金納付)もあります。

一括受取り→退職所得扱い 分割受け取り→公的年金等の雑所得扱い

## 3. 資金に困ったら

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。一般貸付制度→貸付利率 年1.5%

## ◆産後パパ育休の創設～育児・介護休業法改正～

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)が創設されました。

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申出)	分割して2回取得可能 (分割の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <b>労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能</b>	原則就業不可
1歳以降の延長		<b>育休開始日を柔軟化</b>
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り <b>再取得可能</b>

## ◆進学されるお子様のいらっしゃる方～国の教育ローン特別相談会～

平日はお仕事等で申込や相談が困難な方を対象に「教育ローン特別相談会」を開催します。

【日時】令和5年1月15日(日)10:00～15:00

【場所】鳥栖商工会議所(鳥栖市役所南)

【内容】高校、短大、大学、各種学校等への入学時・在学中にかかる費用(受験費用、入学金、授業料、教科書代、住居費用等)を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】学生・生徒お一人につき350万円以内(海外留学等の場合450万円以内)

【返済期間】融資日から15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の人は18年以内の延長可)

【利率】年1.95%(固定金利、保証料別) 令和4年11月1日現在

作成者：中小企業相談所 大久保